平成２５年（フ）第３４号
和歌山県東牟婁郡串本町串本1422番地
破産者　荒木キヨ子
1　決定年月日　平成25年８月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２４年（フ）第６１５号
岡山市北区花尻ききょう町12番地117　301
破産者　信藤　健治
1　決定年月日　平成25年８月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４３号
岡山市中区倉田207番地８
破産者　友光　　誠
1　決定年月日　平成25年８月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１９１号
岡山市北区津島福居２丁目５番16号
破産者　藤田　浩司
1　決定年月日　平成25年８月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２１号
広島県江田島市能美町鹿川2823番地４
破産者　高橋　純子
1　決定年月日　平成25年８月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所呉支部

平成２５年（フ）第５４号
広島県呉市焼山政畝２丁目６番２号
破産者　古屋敷千穂
1　決定年月日　平成25年８月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所呉支部

平成２５年（フ）第５７号
広島県江田島市沖美町岡大王548番地
破産者　津川　淳治
1　決定年月日　平成25年８月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所呉支部

平成２５年（フ）第６１号
広島県呉市宮原３丁目10番16号
破産者　神田　　守
1　決定年月日　平成25年８月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所呉支部

平成２５年（フ）第６２号
広島県呉市広本町２丁目３番22号
破産者　廣森　利明
1　決定年月日　平成25年８月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所呉支部

平成２５年（フ）第６３号
広島県呉市焼山東３丁目７番８号、住民票上の住所広島県呉市焼山中央６丁目２番５号
破産者　レボリューションこと　二井内　啓
1　決定年月日　平成25年８月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所呉支部

平成２５年（フ）第６７号
広島県呉市音戸町田原３丁目２番１号
破産者　野見山和久
1　決定年月日　平成25年８月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所呉支部

平成２５年（フ）第１０号
広島県安芸高田市吉田町吉田357番地３
破産者　お好み焼き88（ハチヤ）こと　八木　征夫
1　決定年月日　平成25年８月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所三次支部

平成２５年（フ）第６４号
香川県高松市西春日町1407番地県住29―102
破産者　山本　恵美
1　決定年月日　平成25年８月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第４３号
佐賀県唐津市和多田本村２番１―204号　ラコルテ市営住宅
破産者　伊東　傑史
1　決定年月日　平成25年８月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２５年（フ）第４４号
佐賀県唐津市和多田本村２番１―204号　ラコルテ市営住宅
破産者　伊東　亜依（旧姓通山）
1　決定年月日　平成25年８月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２５年（フ）第５１号
佐賀県唐津市二タ子３丁目８番３号　臨港市営住宅409号
破産者　江崎　智和
1　決定年月日　平成25年８月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２５年（フ）第５３号
佐賀県唐津市鎮西町名護屋1134番地１
破産者　坂井　和代
1　決定年月日　平成25年８月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２５年（フ）第２５号
熊本県荒尾市川登1913番地
破産者　野見山義勝
1　決定年月日　平成25年８月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所玉名支部

平成２５年（フ）第１２１号
宮崎市大塚町樋ノ口2000番地４　サンライズ大塚205号
破産者　布川　弥生
1　決定年月日　平成25年８月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

小規模個人再生による再生計画認可

平成２４年（再イ）第２４３号
福岡県糟屋郡粕屋町大字仲原2625番地１　ルネッサンス21福岡東702号
再生債務者　山本　　楽
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年３月12日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年７月31日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（再イ）第５３号
福岡県糟屋郡志免町石橋台９番３号
再生債務者　久原　弘恵
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年７月11日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年８月１日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（再イ）第４６号
福岡市中央区荒戸３丁目３番50―403号
再生債務者　渡辺　和範
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年７月22日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年８月１日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（再イ）第１号
茨城県坂東市逆井3792番地
再生債務者　海老原　誠
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年７月23日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年８月５日　水戸地方裁判所下妻支部

平成２５年（再イ）第７６号
福岡市東区八田１丁目１番１―407号
再生債務者　城　　雅彦
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年７月23日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年７月31日
福岡地方裁判所第４民事部